

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から45年3月まで

私は、国民年金制度が開始されたころは国民年金に加入していなかったが、市役所の人に「過去の分をまとめて払えるのはこれが最後だ。」と言われたので、それまで納付していなかった保険料を、同じ月に2回に分けて納付した。

それ以降は毎回きちんと保険料を納付し、未納が無いのに、申立期間だけ未納になっていることは納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月29日に払い出されていることが確認でき、この時期は、第2回特例納付の実施期間中であり、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）の備考欄には「36年4月から44年3月まで附則18条」及び「45年4月から48年3月まで附則18条」と記録されていることから、申立人は、第2回特例納付により保険料を2回に分けて納付したことが確認できるとともに、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、特例納付は、先に経過した月の分から順次行うものとされていることから、その当時に申立期間が未納であった場合、その期間に充当されるべきものであり、A社会保険事務局（当時）では、「前詰めで行わないよう指示していた通知は確認できない。」としていることから、申立期間の直後である昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料を特例納

付した時点では、申立期間について、納付済期間として認識されていたと推認でき、行政側の事務処理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から45年3月まで

私は結婚する前、家事手伝いだったため、A県B町（現在は、C市）で父が私の代わりに国民年金保険料を納付していた。

家族の国民年金保険料を一緒に納付していると父から聞いていたので、私の分の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻を機にA県B町からD県E市（現在は、F市）に転居しているところ、申立人が保管する年金手帳は、婚姻日である昭和45年3月にD県で発行されたものであり、この時点では、申立期間の国民年金保険料の一部は時効により納付することができない上、申立人はこれ以前に発行された年金手帳を見た記憶は無いとしており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、F市が保管する国民年金被保険者名簿においても、申立期間は未納となっている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父は既に亡くなっていることから、申立期間当時の納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から62年3月までの期間、同年6月、同年11月から同年12月までの期間、63年3月及び平成5年8月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月から62年3月まで  
② 昭和62年6月  
③ 昭和62年11月から同年12月まで  
④ 昭和63年3月  
⑤ 平成5年8月から6年3月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間における納付の事実が確認できないとの回答をもらった。

私は、昭和61年4月以降は自分でA銀行のB支店かC支店に納付期限に遅れたこともあったが、納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付しており、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は、5期間に及んでおり、これだけの期間にわたって行政機関等が事務処理を続けて誤ることは考えにくい上、申立期間②については、オンライン記録から平成元年8月か同年9月ごろに一度国民年金保険料が納付されていることが推認できるが、時効が到来した期間に納付したとして同年9月4日付けで昭和62年8月分の国民年金保険料に充当の処理をした結果、未納となっていることが確認できるなど、事務処理に不自然さはみられない。

また、申立人は昭和61年4月から自分で納付書に現金を添えて金融機関に国民年金保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録の納付

状況をみると、申立期間①以前の期間及び申立期間④以後の期間においては過年度で納付している記録が複数回認められる上、各申立期間の保険料の納付の時期及び金額等についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人が各申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から50年3月まで

私の国民年金保険料納付記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間は納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和44年3月に結婚した後、同年5月末には会社を辞め、実父が国民年金の加入手続をしてくれ、同年5月から保険料を納付したので、回答に納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年8月28日の時点では、申立期間のうち、44年5月から48年6月までの保険料は、時効により納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付するためには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人はさかのぼって納付したことは無いとしており、過年度納付及び特例納付をしたことをうかがわせる説明は得られなかった。

また、申立人に対して、昭和50年8月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金加入手続をしたとする申立人の父は既に死亡しているため、申立人の加入手続の状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から46年3月まで

私が二十歳になったころ、父親が国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してくれた。父親から渡された国民年金手帳には、「特別検認方式により別に定める納付検認票兼検認台紙に印紙貼付済 A町」というゴム印が押されており、この時期は両親も納付している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年4月28日に払い出されていることが確認でき、申立人の所持する国民年金手帳に記載されている発行日も同日となっていることから、申立人の加入手続は同年4月ごろに行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間の保険料の納付については過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人は保険料の納付に関与しておらず、納付したとする申立人の父親は既に亡くなっており、当時の状況は不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳には、「特別検認方式により別に定める納付検認票兼検認台紙に印紙貼付済 A町」というゴム印が押されているところ、これは、A町において申立人の加入手続が行われたと考えられる昭和47年度からは保険料の納付方法が印紙検認方式から納付書方式に変わっていること、及び申立期間当時申立人の保険料は納付組織を通じて納付されていた可能性が高いことから、申立人が国民年金に加入した時点で印紙納付が可能であった申立期間直後の昭和46年4月から同年7月までの保険料を納付したことを示すものであると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 17 日から 49 年 8 月 1 日まで  
申立期間については、A 公共職業安定所の紹介で B 社（現在は、C 社）D 支店に就職し、事務補助の仕事をしていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する失業保険金受給資格者証によると、申立人は昭和 48 年 9 月 16 日まで失業保険金を受給しており、その翌日（昭和 48 年 9 月 17 日）から、事業所名は不明であるが就職したことが確認できる。

しかし、申立人は、「正社員ではなかった。」としているところ、C 社は、「当社で保管している正社員の人事記録には申立人の記録が無く、仮に臨時社員やアルバイトであったとすれば、勤務状況に関する記録は一切残らない。」と回答している上、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録も見当たらないことから、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことが確認できない。

また、当該事業所では、「当時の担当者が厚生年金保険の手続の状況を記録していたと思われる台帳において申立人の記録は見当たらず、申立人に係る厚生年金保険の届出の状況については不明である。」と回答している。

さらに、申立人は、元同僚の氏名も記憶に無いことから、元同僚を特定することができず、証言を得ることもできない。

加えて、B 社 D 支店は、当時、同社営業部において厚生年金保険の適用を受けていたところ、同社営業部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、「健保証の番号」に欠番も無い。

このほか、申立期間について申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。